

第5節 規制緩和への取り組み

I 規制緩和への取り組み状況

金融庁では、日本版「金融ビッグバン」の成果を踏まえた上で、銀行・協同組織金融機関・証券・保険などの各金融分野について、総合規制改革会議と連携しながら、更なる公的規制の緩和に取り組んでいる。

平成13事務年度は、顧客等の利便性の向上、金融市場の活性化、金融機関の経営効率の向上等に資する規制緩和を引き続き推進したところであり、具体的には、「規制改革の推進に関する第1次答申」（13年12月11日総合規制改革会議公表）、「規制改革推進3か年計画（改定）」（14年3月29日閣議決定）等の形で取りまとめられている。

▽ 平成13事務年度中の規制緩和への取り組み状況

年・月	取り組み状況
(13・3)	▽「規制改革推進3か年計画」の策定 ・13年3月30日、閣議決定。
13・12	▽「規制改革の推進に関する第1次答申」の公表 ・総合規制改革会議が取りまとめの上、13年12月11日に公表。 ・同年12月18日、同答申を「最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組む」旨の閣議決定。
14・3	▽「規制改革推進3か年計画（改定）」の策定 ・総合規制改革会議が取りまとめ。 ・14年3月29日、閣議決定。
5	▽「規制改革推進3か年計画フォローアップ」の公表 ・14年5月15日、内閣府が取りまとめの上、公表。
6	▽「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」の公表 ・14年6月11日、内閣府が取りまとめの上、公表。

II 規制緩和への具体的な取り組み事例

1. 規制改革の推進に関する第1次答申（13年12月11日公表）

総合規制改革会議が、総理からの諮問（「経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的な事項について、総合的な調査審議を求める」）に応え、13年度の調査審議結果を「規制改革の推進に関する第1次答申」として取りまとめたものである。

金融分野に係る主な指摘事項	対応状況
・銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃 (ETF<株価指数連動型上場投資信託>について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう法令措置) 【平成13年度中に措置】	14年4月1日施行(証券取引法施行令の一部を改正する政令)
・保険商品審査期間の短縮 (定型化された簡易な商品等の標準処理期間・審査期間を、原則90日から60日に短縮) 【平成13年度中に措置】	14年3月25日改正(事務ガイドライン)

2. 規制改革推進3か年計画(改定)(14年3月29日閣議決定)

総合規制改革会議が、同会議の審議結果(上記の第1次答申)、内外からの意見・要望等を踏まえて「規制改革推進3か年計画」(13年3月30日閣議決定)の改定案を取りまとめ、14年3月29日に閣議決定されたものである。

分野	主な具体的施策	実施予定時期
銀行	・長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し	(14年度)検討
証券	・証券決済制度の改革(社債等の無券面化、新たな振替制度の創設)	(14年度)法案成立後公布、施行
保険	・銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和	(14年度)一部措置・検討 (15年度)結論・措置
その他	・信託会社の在り方	(14年度)検討

3. 規制改革推進3か年計画のフォローアップ(14年5月15日公表)

内閣府が、「規制改革推進3か年計画」(13年3月30日閣議決定)の実施状況をフォローアップしたものである。金融関係の施策については、13年度措置事項(62項目)の全てが措置済みないし一部措置済みである。

分野	主な具体的施策	施行時期
銀行	・普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則解禁(銀行法等の一部を改正する法律)。	14年 2月1日
	・ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出しを可能とした(担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令等)。	14年 4月1日
証券	・CPのペーパーレス化のための法整備を実施(短期社債等の振替に関する法律)。	14年 4月1日
保険	・保険商品の原則届出制への移行(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令)。	13年 7月～